

○一部変更（案）の概要及び新旧対照表

「一部変更（案）の概要」

現行「木曾川水系における水資源開発基本計画」（平成 21 年 3 月）について、以下のとおり、木曾川右岸緊急改築事業の追加が必要であるため、一部変更を行うものである。

(1) 木曾川右岸緊急改築事業

この事業は、岐阜県中濃地域の農地に対して必要な農業用水と岐阜県の水道用水及び工業用水の供給を行う木曾川右岸施設の幹線水路等の劣化等に対処するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。

「新旧対照表」

現行計画（平成21年3月27日閣議決定）	変更案
<p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 （略）</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 （略） (1)～(3)（略）</p> <p>この他、既に完成している次の施設の改築を行う。</p> <p>(1) 木曾川右岸施設緊急改築事業</p> <p style="margin-left: 2em;">事業目的 この事業は、岐阜県中濃地域の農地に対して必要な農業用水と岐阜県の水道用水及び工業用水の供給を行う木曾川右岸施設の幹線水路等の劣化等に対処するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">事業主体 独立行政法人 水資源機構</p> <p style="margin-left: 2em;">河川名 飛驒川</p> <p style="margin-left: 2em;">最大取水量 毎秒約9 立方メートル</p> <p style="margin-left: 2em;">予定工期 平成21 年度から平成26 年度まで</p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (1)～(8)（略）</p>	<p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 （現行のとおり）</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 （現行のとおり） (1)～(3)（現行のとおり）</p> <p>この他、既に完成している次の施設の改築を行う。</p> <p>(1)（現行のとおり）</p> <p>(2) <u>木曾川右岸緊急改築事業</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>事業目的</u> この事業は、岐阜県中濃地域の農地に対して必要な農業用水と岐阜県の水道用水及び工業用水の供給を行う木曾川右岸施設の幹線水路等の劣化等に対処するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>事業主体</u> 独立行政法人 水資源機構</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>河川名</u> 飛驒川</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>最大取水量</u> 毎秒約9 立方メートル</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>予定工期</u> 平成27 年度から平成32 年度まで</p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (1)～(8)（現行のとおり）</p>